

平成31年1月24日（木）

少子化対策監室

子ども政策課長 林

TEL 076(225)1446(内線:4180)

「いしかわ子ども総合条例」の一部改正に対するご意見募集

「いしかわ子ども総合条例」の一部改正について、皆様のご意見を募集いたします。

1 ご意見募集の要旨

「いしかわ子ども総合条例」では、本県における子どもに関する総合的な施策の推進を図るため、青少年の健全な育成を阻害する行為の規制に関する規定を定めています。

今般、スマートフォン等の普及により青少年がインターネットにアクセスすることが容易になってきていることを背景として、全国的に青少年が自らの児童ポルノを提供させられることや薬物の使用が増加するなどの状況にあることから、青少年の健全な育成を阻害する行為を規制する所要の改正を行いたいと考えており、その参考とさせていただくため、広く県民の皆様からのご意見を募集することとしました。

2 ご意見募集の概要

(1) 募集期間

平成31年1月24日（木）～ 平成31年2月7日（木）

※ 郵送については、最終日の消印有効

(2) 募集内容

いしかわ子ども総合条例の一部改正についてのご意見

(3) 資料（別添）

- ・ いしかわ子ども総合条例の一部改正（案）について

(4) 資料の閲覧方法

ア 石川県のホームページ（健康福祉部少子化対策監室（子ども政策課））に掲載しています。

(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/index.html>)

イ 次の場所でも閲覧可能です。

閲覧場所	住所
健康福祉部少子化対策監室	金沢市鞍月1丁目1番地、県庁10階
行政情報サービスセンター	金沢市鞍月1丁目1番地、県庁1階
小松県税事務所	小松市園町ハ108番地の1
中能登総合事務所	七尾市小島町二部33
奥能登総合事務所	輪島市三井町洲衛10部11番1
南加賀保健福祉センター	小松市園町又48番地
石川中央保健福祉センター	白山市馬場2丁目7番地
能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27番9
能登北部保健福祉センター	輪島市鳳至町畠田102番4

3 ご意見の提出方法

- (1) ご意見用紙に、住所、氏名、ご意見を記入のうえ、提出してください。
- (2) 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
なお、電話や口頭でのご意見はお受けできませんので、ご注意ください。

【提出先】

〒920-8580 金沢市鞍月1-1

石川県少子化対策監室 子ども政策課（子ども健全育成グループ）

FAX 076-225-1423

E-mail: e150300@pref.ishikawa.lg.jp

4 ご意見の取り扱い

- (1) お寄せいただいたご意見は、「いしかわ子ども総合条例」の一部改正の参考とさせていただきます。
- (2) お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する石川県の考え方については、県のホームページにより一定期間公表いたします。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんのでご承知願います。
- (3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公開しません。

いしかわ子ども総合条例の一部改正(案)について

1 改正理由

スマートフォン等の普及により青少年がインターネットにアクセスし、他者とやりとりすることが容易になっています。

このことを背景として、青少年が自らの裸をスマートフォン等で撮影し、メール等で画像を送らされるいわゆる「児童ポルノ自画撮り被害」が年々増加しています。この裸の画像は、さらなる被害につながるだけではなく、一旦、インターネット上に投稿等されれば、完全に消すことは困難であり、将来にわたり青少年を苦しめる要因となります。

また、スマートフォン等を通じて青少年に家出や違法運転などの非行行為をそそのかす事案が県内外で発生し、青少年が事故や犯罪に巻き込まれる事案も発生しています。さらに、平成29年において、全国で薬物（大麻）事件として検挙された未成年は、平成25年と比較し5倍以上となっています。

このような社会情勢を踏まえて、未来を担う青少年の健全な育成を阻害する行為を規制する所要の改正を行います。

2 改正(案)の内容

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律では、児童ポルノの製造や所持をする行為は禁止されているものの、児童ポルノを求める行為を禁止する規定が無いため、青少年に対して当該青少年の裸の画像等を、不当な手段等で求める行為を禁止するとともに、罰則を規定します。

※ 不当な手段で求める行為とは

拒まれたにもかかわらず、威迫・欺くなどの不当な手段、対償を供与する等により求める行為をいいます。

(2) 非行助長行為の禁止

家出や違法運転（道路交通法に規定する違反行為）は、事故や犯罪に巻き込まれる可能性が高く、また、成長過程にある青少年にとって、飲酒や喫煙、薬物使用等は、自身の心身に及ぼす影響が大きく、将来にわたり青少年を苦しめる可能性があります。

スマートフォン等の普及による社会情勢の変化も踏まえて、青少年の非

行を勧誘やおおる等により助長する行為を禁止するとともに、罰則を規定します。

※ 規制する非行について

非行（注）を行うよう、勧誘、あおり、そそのかしたり、強要することを規制するものです。

（注）家出、違法運転、飲酒、喫煙、みだらな性交等、不法な薬物の使用など。

(3) その他

現行のいしかわ子ども総合条例において、青少年が大麻や覚醒剤等の薬物を使用することなどを知った上でそのための場所を提供すること等を禁止しているところ、厚生労働大臣が指定する「指定薬物」及び知事が指定する「知事指定薬物」についても、大麻や覚醒剤等と同様に規制の対象とします。

3 改正及び施行時期

2019年当初県議会定例会に改正案を提出し、2019年5月に施行する予定です。